

項 目	電気用品の技術上の基準を定める省令第1項における「雑音の強さ」の技術基準適合確認について
1 内容	電気用品の技術上の基準を定める省令第1項における電気用品の雑音の強さの測定方法（附属の表の2）に関して、技術基準適合確認は、平成17年7月20日の電気用品調査委員会において承認された改正要望案による測定方法によってもよいか。
2 回答	省令第1項における雑音の強さの測定方法については、当該改正要望案を適用しても差し支えない。